

令和元年度

社会福祉法人 坂祝町社会福祉協議会 事業計画

2019年4月1日～2020年3月31日

社会福祉法人 坂祝町社会福祉協議会

令和元年度 社会福祉法人坂祝町社会福祉協議会事業計画

【使命】

社会福祉法人坂祝町社会福祉協議会（以下「本会」という。）は、地域福祉を推進する中核的な団体として、誰もが安心して暮らすことができる福祉のまちづくりを推進することを使命とする。

【経営理念】

使命を達成するために、次の経営理念に基づき事業を展開します。

- ① 地域から信頼される組織・施設づくり
- ② 安定した福祉サービスの提供及び経営基盤の確立
- ③ 職員の福祉向上と人材育成

【組織運営方針】

今日の社会福祉を取り巻く環境は、少子高齢化やコミュニティ機能の低下などを背景に、家族や公的制度では解決できない様々な課題が生じています。加えて、孤独やひきこもり、虐待や生活困窮など、一目では発見できないような問題が地域に埋もれている場合も少なくありません。よって、地域住民や団体、関係機関との連携による情報共有を一層強め、地域課題の早期解決に取り組んでいきます。

また、このような地域課題を的確に捉え、地域で安心して暮らし続ける福祉のまちづくりを進めるべく策定する「第3期坂祝町地域福祉活動計画」においては、地域住民や団体、関係機関の意見を取り入れながら、今後の本会が進むべく道筋を定めることとします。

① 組織基盤の強化に努めます。

- ・ 地域に開かれた組織として、法人運営の透明性と中立性、公正さの確保を図るとともに、情報公開や説明責任を果たします。
- ・ 事業の展開にあたっては、関係機関との連携及び住民参画を徹底します。

② 財政基盤の確立と健全な法人経営を目指します。

- ・ 公益性・非営利性を踏まえ、組織のガバナンスの強化と財務規律の徹底を図るとともに、予算の効果的、効率的な執行に努めます。
- ・ 介護保険法、障害者総合支援法による事業所の運営状況を第三者評価機関による事業評価を導入し、費用対効果の分析を進めます。

③ 人事管理の強化と役職員の資質向上に努めます。

- ・ 全ての職員がやりがいを持って業務に邁進できる環境づくりをすることで組織の活性化に努め、職員の確保と育成のために適正な人事管理、研修制度の充実を図ります。
- ・ 全ての役職員及び評議員は、高潔な倫理を保持し法令を遵守します。

【職員の行動モットー】

真心あるサービス提供のために職員は、次のモットーを意識して行動します。

- | | |
|------------|------|
| ① よく聞く | (傾聴) |
| ② 確実に受け止める | (受容) |
| ③ はっきり説明する | (応答) |
| ④ 連携する | (信頼) |

(地域福祉課)

【基本方針】

本会は、地域住民主体を旨とする地域福祉推進の中核的組織として、あらゆる主体の参加を目指した地域福祉の推進を図ります。また、今年度は、第3期地域福祉活動計画の策定があるため、地域住民及び利用者等のニーズを的確に把握し、関係機関と連携しながら効率的・効果的な事業運営を行います。

【重点目標】

◎第3期地域福祉活動計画の策定

向こう5年間の坂祝町における地域福祉推進のための福祉活動計画を行政の「地域福祉計画」と一体で策定します。そのため行政は当然のこと、地域住民、関係団体等と綿密な連携を図り、確実性、実効性のある事業展開を計画に盛り込むことで、将来ビジョンを明確に示します。

◎ボランティア育成の推進

混迷続く社会情勢の中、必要とされるボランティア活動の在り方が求められています。ボランティア活動を推進するため、ボランティアに関する広報・啓発活動を拡充することで、ボランティアの育成を進め、個人・団体の強みを生かしたコーディネートを行い、連携を図ります。

◎総合福祉会館サンライフさかほぎの活用促進

地域福祉を推進する拠点施設として住民の福祉増進を目的に会館の利用価値が高まるよう、会館スペースを有効活用しながら、福祉に関する情報発信と情報集約、活動の場として充実を図ります。また施設の老朽化の課題もあり大規模修繕も必要となることから計画的に維持・管理に取り組んでいきます。

(生活支援課)

【基本方針】

近年、深刻な生活課題や社会的孤立の防止などの新たな地域福祉の課題が大きな問題となっています。その課題に真摯に向き合い、住民一人ひとりが孤立することなく、地域で安心して暮らし続けるため、問題・課題の早期発見と尊厳を重視しながら個別

相談支援に取り組むとともに、地域住民による支え合い活動を中心とした様々な地域活動の創設とさらなる充実を図ります。

【重点目標】

◎個別相談支援体制の強化と就労支援の実施（コミュニティソーシャルワーク事業）

相談支援業務を通して、生活困窮者や障がい者等要援護者への就労の課題、ひとり親家庭や外国人世帯等で家族間のコミュニケーション機会の希薄化が起因と考えられる生活環境の悪化などの生活課題が浮かび上がってきました。それらの課題の解決のため、相談業務の強化とともに、2年目となる「チャレンジ就労体験事業」を通して就労のきっかけづくりや外出機会・居場所づくりを行い、地域で安心して生活するための基盤づくりの構築を進めます。

◎生活支援体制整備事業の実施（生活支援コーディネーター事業）

地域における高齢者の社会参加、いきがいづくり、生活支援・介護予防サービスの提供体制の整備に向け、既存組織である支え合い団体やシニアクラブ、ふれあいサロンとの連携を図って、資源開発、担い手の育成、ネットワーク構築、ニーズとサービスのマッチングを推進します。

◎地域福祉と介護サービスの連携強化（居宅介護支援事業）

社会福祉協議会の居宅介護支援事業所である強みを活かし、地域資源を活用しながら、一人一人の希望に沿った在宅生活が送れるよう調整していきます。また、介護をされているご家族同士が、交流を持つことで介護負担を軽減しあえる関係性づくりを目指します。

（介護サービス課）

【基本方針】

第7期坂祝町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に掲げられている、住み慣れた地域で、尊厳と個別性が尊重され安心して暮らし続けられるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び生活支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の構築に向けて、多職種との連携を図り、自立支援と要介護状態等の軽減又は悪化の防止を推進とともに、中・重度者のお客様の利用も積極的に受け入れます。

また、介護者とのコミュニケーションを積極的に図ることで、介護者の負担を軽減するとともに、介護サービスの利用環境の改善・充実を図り、安定的な事業所の経営に努めます。

【重点目標】

◎在宅生活の質を高める

早期に身体状況の変化や生活環境の変化の把握に努め、状況に合わせたサービスの提供を迅速かつ柔軟に行います。また、介護保険法や障害者総合支援法では対応できないサービスの提供やサービス提供の中で把握した情報を必要に応じて地域福

祉課・生活支援課や地域の各種団体へ情報提供することで、より一層の連携を図ります。

◎人に寄り添い、その人らしく

お客様の様々な想いに寄り添うことで、「できること」「やってみたいこと」の発見に努め、お客様の選択に基づき「できること」が広がるケア、「やってみたいこと」が実現できるケアに努めるとともに、お客様が地域社会の一員として、社会参加できるよう支援します。また、ご家族様との情報交換を行い、安心して笑顔あふれる在宅生活が送れるよう、個別サービスの提供を通してあたたかく包括的なケアに努めます。

◎岐阜県福祉サービス第三者評価事業の実施

通所介護事業所が、第三者評価のプロセス（自己評価、訪問調査など）を通して、職員が日々の業務への課題を発見し、組織全体の質の向上に努めます。また、提供するサービスの内容について客観的・専門的な評価を受けることで、現状を把握し、改善のための課題を明らかにします。

◎安定した介護事業所の経営

基本的サービスの充実のみならず、地域とのつながりや医療機関とのつながりを深め、より魅力ある事業所の確立により、お客様から「より選んでいただける事業所」を目指します。また、衛生管理・感染予防を徹底し、安心してサービスが利用していただける環境を整備します。

- ・訪問介護事業所 月平均235時間の訪問
(訪問介護190時間、居宅介護45時間)
- ・通所介護事業所 1日平均27名利用
(指定通所介護サービス、介護予防通所介護相当サービス)
1日平均5.5名利用
(通所型サービスA(いきがいデイサービス))

◎人材確保

少子高齢化の進展により、介護を必要とする方が増大する一方で、その支え手が減少することが見込まれる中、魅力ある職場づくりと労働環境の改善を進め、安定的かつ多様なサービスの提供を行うため、人材確保に努めます。

【事業内容】

ア. 法人運営事業

(1) 組織の基盤強化

- ・行政、民生委員・児童委員、福祉機関、各種機関・団体との連携強化
- ・事業運営財源の確保並びに財政基盤の強化
- ・自治会長への社協事業及び会費募集についての説明会の開催
- ・福祉委員の配置、ひと声運動の推進
- ・情報公開に対応した文書管理
- ・研修、各種セミナー等への積極的参加による役職員の資質向上
- ・視察研修、研修実習生の積極的な受け入れ

(2) 組織運営

- ・理事会、評議員会、監査会の開催

(3) 調査・研究

- ・第3期地域福祉活動計画に向けた行政機関（福祉課）との連携

(4) 企画・広報

- ・第13回坂祝町社会福祉大会の開催
- ・社協だよりの発行（年4回、各2500部）
- ・社協ホームページの随時更新
- ・SNSの活用による社協情報の随時発信
- ・マスコットキャラクター「つぐみちゃん」の活用

(5) 要援護者支援

- ・災害時の受け入れ体制の整備（訓練実施）
(災害ボランティセンター設置・福祉避難所開設時の対応)

(6) 子ども・子育て支援

- ・子育て支援サロン「きらきらパーク」の開催
- ・コミュニティ・スクール事業への協力

イ. 共同募金配分金事業

(1) 坂祝町共同募金委員会運営

- ・配分額の適正化を図るための委員会の開催
- ・募金趣旨の徹底と広報活動
(共同募金運動説明会の開催・広報による募金活動PR等)
- ・募金活動への参加促進
(戸別募金・職域募金・街頭募金・法人募金などを実施)

(2) 赤い羽根共同募金配分金事業の実施

- ・認知症啓発事業（福祉映画会）の開催
- ・福祉車両貸出事業への補填
- ・ひとり親家庭ふれあい交流事業の実施
- ・生活困窮者食糧支援事業の実施
- ・緊急一時金貸付事業の実施
- ・社協だより発行事業への補填

(3) 歳末たすけあい事業の実施

- ・老人福祉施設・障がい者福祉施設・児童養護施設入所者激励慰問
- ・老人福祉施設へクリスマスプレゼント配布
- ・ひとり親家庭へクリスマスプレゼント配布
- ・寝具クリーニング事業の実施（要援護高齢者・障がい者（児））
- ・介護用品支給等の実施（要援護高齢者・障がい者（児））
- ・灯油の支給（要援護高齢者・障がい者（児））
- ・一人暮らし高齢者等への年賀状配布

(4) 社協指定・メニュー事業の実施

- ・ボランティア活動啓発用物品の購入
- ・食事サービス事業備品の購入
- ・ふれあいサロン事業への補填

ウ. ボランティア事業

(1) ボランティアセンターの運営

- ・ボランティア登録者及び団体の管理（台帳整備、保険加入手続き、事務管理）
- ・ボランティアコーディネート
(活動希望者、支援希望者の相談・援助連絡調整)
- ・ボランティアの育成支援（新規開拓、養成、研修）
- ・ボランティア活動の普及啓発（ボランティアだより発行）
- ・ボランティアルームの管理（ボランティアセンター機能）
- ・災害備蓄倉庫の管理（備蓄用食品・飲料水の更新）

(2) ボランティア団体連絡協議会の支援

- ・ボランティア団体連絡協議会の定期開催
- ・第5回ボランティア交流会の開催
- ・ボランティア活動応援助成事業

(3) 次世代を担う子どもたちの育成・環境の拡充

- ・福祉協力校（園）事業（町内3園2校）

- ・社協事業（介護サービス事業所を含む）への学生ボランティアの積極的受け入れ

- ・福祉学習（小学校・中学校）への対応

改・学習支援事業「つぐみスクール」の考察、再考

エ. 在宅福祉事業

（1）要援護者に対する在宅での自立生活の支援

- ・福祉器具貸出事業（車イス・ベッド・シルバーカーの貸し出し）

改・福祉車両貸出事業

（軽リフト車2台・軽助手席スライドタイプ車1台・ワンボックス車2台）

（2）生活支援と介護予防の推進

- ・食事サービス（年24回）

- ・筋力アップトレーニング機器一般開放

オリエンテーション（年12回）、スキルアップ講習（年12回）

- ・傾聴ボランティアによる生活支援事業

オ. 坂祝町総合福祉会館指定管理事業（指定管理者）

- ・総合福祉会館サンライフさかほぎの経営

- ・地域福祉・健康増進の拠点としての有効活用

- ・福祉事業所製品の販売機会の提供

- ・心配ごと相談所の開設

（一般相談・法律相談・身障相談・子ども相談・年金相談）

- ・第24回福祉・健康フェスティバルの開催

- ・指定管理者としてのセルフチェックの実施

カ. 受託事業（町受託）

- ・生活支援コーディネーター事業

生活支援ボランティアによる生活支援事業

地域での支え合いの担い手の育成

- ・坂祝町高齢者活動支援事業（シニアクラブ協助員）

- ・ふれあいサロン支援事業

- ・サンサンふれあい交流会の開催

- ・高齢者筋力アップ教室の開催（20回コース、8回コース。それぞれ年2期）

- ・筋トレフォロー教室事業の開催（10回教室、年4期）

- ・軽度生活援助事業（訪問介護員派遣事業）

キ. 相談支援事業

- ・コミュニティソーシャルワーク事業（くらし安心相談室サンライフの運営）
- ・チャレンジ就労体験事業
- ・農福連携事業への取り組み
- ・サンライフカフェの定期開催
- ・臨時小口資金貸付事業の実施

ク. 日常生活自立支援事業（県社協受託）

- ・日常生活自立支援事業

ケ. 生活福祉資金貸付事業（県社協受託）

- ・生活福祉資金貸付事業
- ・臨時特例つなぎ資金貸付事業

コ. 居宅介護支援事業

- ・坂祝町居宅介護支援事業所の経営
- ・家族交流会の開催

サ. 訪問介護事業

- ・坂祝町社協指定訪問介護事業所の経営
- ・介護予防・日常生活支援総合事業における第1号訪問事業（介護予防訪問介護相当サービス）の実施
- ・介護予防・日常生活支援総合事業における第1号訪問事業（訪問型サービスA）の実施

シ. 通所介護事業

- ・坂祝町デイサービスセンターの経営
- ・坂祝町社協指定生活介護事業所の経営
- ・介護予防・日常生活支援総合事業における第1号通所事業（介護予防通所介護相当サービス）の実施
- ・介護予防・日常生活支援総合事業における第1号通所事業（通所型サービス

A・いきがいデイサービス) の実施

ソ. 障がい者自立支援居宅介護事業

- ・坂祝町社協指定居宅介護事業所の経営